

定住・二地域居住を目的に、空き家バンク登録物件を購入した方に**空き家購入費の10%以内**で交付。加算要件を満たせば**最大100万円**を補助します。

交付対象者 空き家バンク物件の購入者で、以下の全てに該当する方

- ・空き家バンクに登録された100万円以上の空き家等を購入した個人
- ・定住の場合は5年以上継続して下仁田町に居住する意思を有していること。
- ・二拠点の場合は5年以上継続して下仁田町を拠点に活動する意思を有していること。
- ・市区町村税の滞納がないこと。
- ・空き家等の所有者の3親等以内の親族でないこと。
- ・暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。（同居人含む）
- ・**法人名義での取得でないこと。**
- ・**賃貸業や大家業又は転貸を目的の取得でないこと。**

補助率・加算額 ※二拠点生活の方も加算支援の対象となります

交付対象	補助率	補助金額	備考
取得費補助	空き家購入費の10%以内		空き家バンク物件を購入
移住者支援	加算	+ 10万円	町外からの転入
若者支援	〃	+ 20万円	取得者が50才未満
女性支援	〃	+ 20万円	女性単身又は女性と子どものみの世帯
子育て支援	〃	+ 10万円	15才以下帯同1人につき

交付申請（申請期限）

- ・物件成約後、役場企画課より100万円以上の物件購入した方へ、交付申請案内を通知します。交付要件を満たす方は、案内に記載の必要書類を添付し、インターネット又は郵送等で申請してください。
- ・申請期限は、物件取得完了日から**1年以内**です。

返還命令 *重要

・交付対象者の要件を欠いた場合や虚偽の申請等があった場合には、速やかに補助金の全額を返還して頂くことになりますのでご注意ください。